平成２５年（フ）第１４号
大分県速見郡日出町大字川崎4948番地５
債務者　白水　龍彦
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　　悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
大分県速見郡日出町大字川崎4948番地５
債務者　白水　典子
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　　悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
仙台市青葉区立町26番26―502号
債務者　増田　武亀
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀田紳一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７１４号
愛知県北名古屋市二子西の町47番地２　ハイツ・ソレアード101
債務者　片岡　　勉
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星野　一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０２号
大阪府松原市天美南２丁目86番地
債務者　松井　弘道
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阪尾　晋一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９２号
宮崎市大字糸原408番地
債務者　日高　和幸
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片岡　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９３号
宮崎市大字糸原408番地
債務者　日高ゆかり
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片岡　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１号
宮崎県都城市高崎町縄瀬4607番地６
債務者　根岸　　忠
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２７１号
堺市堺区南庄町１丁１番４号　大朋マンション305号
債務者　山本昌淑こと　李　　昌淑
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土生　康晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
堺市堺区南庄町１丁１番４号　大朋マンション305号
債務者　山本一雄こと　崔　　一權
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土生　康晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
釧路市浪花町９丁目４番地　パシフィック浪花参番館607号
債務者　有岡　得男
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後４時
５　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１４０号
静岡県牧之原市波津1685番地２
債務者　河村　千秋
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小倉　　博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４号
宮崎県小林市野尻町東麓3143番地
債務者　川原　峰次
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第３６号
宮崎県小林市野尻町東麓3143番地
債務者　川原ちづ子
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２９号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷15番地４　辻アパート201、旧住所佐賀県藤津郡太良町大字多良1871番地５
債務者　山崎　聖士
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４５４号
札幌市北区北28条西５丁目１番24号　グランバリューノース28―302号
債務者　三浦　義明
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９１号
札幌市西区発寒６条５丁目７番５号　コーポＤＡＮ―202号、申立時の住所札幌市西区発寒12条11丁目１番22号　ハイツオアシス101号
債務者　富塚　　實
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部